消費者被害救済のあり方「中間のまとめ」についてご意見をお寄せください

現在、第２１次消費生活対策審議会において、消費者被害救済委員会（都民の消費生活に著しく影響を及ぼす紛争のあっせん・調停を行っている機関）の機能強化を中心とした、消費者被害救済のあり方について審議しています。先般、審議会よりその見直しの方向性について「中間のまとめ」の報告がありました。
東京の被害救済システム全体のさらなる機能向上に向けて、ご意見を幅広く募集します。

◆資料

１　消費者被害救済のあり方「中間のまとめ」＜ＰＤＦ＞
２　消費者被害救済のあり方「中間のまとめ」概要版＜ＰＤＦ＞

１　意見募集期間

平成２３年９月２６日（月）～１０月１７日（月）必着

２　提出方法

住所、氏名（または法人・団体名）、連絡先をご記入の上、**電子メール、ファクス、郵送**のいずれかの方法で以下のあて先までお寄せください。

（１）電子メール：S0000579@section.metro.tokyo.jp
＊件名を「消費者被害救済のあり方(意見提出)」としてください。
（２）ファクス：０３－５３８８－１３３２
（３）郵　送：〒１６３－８００１　＊郵便番号を記載すれば住所不要

あて先：東京都生活文化局消費生活部企画調整課 意見募集担当

３　その他

（１）提出されたご意見とともに、法人・団体にあっては名称・その他属性に関する情報を公表する場合があります。匿名希望の場合には、その旨必ずご記入ください。
（２）電話による受付はいたしかねますので、ご了承ください。
（３）寄せられたご意見に対して個別に回答はいたしかねますので、ご了承ください。

【問い合わせ先】
生活文化局消費生活部企画調整課
直通：０３－５３８８－３０５９